



よくある質問と回答

①今の保険証はいつまで使えますか？

令和6年12月2日以降、現行の保険証は新規発行されず、マイナ保険証に移行されます。現行の保険証は、表示してある有効期限まで使用できます。

②まだマイナンバーカードを持っていない場合の医療機関の受診は？

加入している医療保険者から本人の被保険者資格情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。「資格確認書」を窓口で提示することで医療を受けられます。

③自分の保険証が正しく登録されているか確認する方法は？

パソコンやスマートフォンで「マイナポータル」にログインし、「健康保険証登録状況の確認」を押すと、保険証情報を確認いただけます。

④マイナンバーカードを常に持ち歩くのは不安です…

マイナンバーカードのICチップには、医療情報や税情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません。第三者がマイナンバーを利用して手続きすることができない仕組みになっているため、持ち歩いていても安全です。万が一マイナンバーカードを紛失した場合は、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、一時利用停止をしてください。

12月2日以降に 医療機関を受診する方法

■マイナ保険証を持っている人

マイナ保険証を提示してください。マイナ保険証が使えないときは、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関の窓口で提示してください。保険証も有効期限を迎えるまでは、これまでと同様に使うことができます。

■マイナ保険証を持っていない人

保険証が有効期限を迎えるまでは、保険証を医療機関の窓口で提示してください。保険証を紛失した人や新規加入などで保険証を持っていない人は、新たに発行される「資格確認書」を提示してください。

！ 注意点

- ①国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の保険に加入している人は、加入している保険者に問い合わせください
- ②就職や退職などにより、国民健康保険に加入または喪失する場合はこれまで通り手続きが必要です。忘れずに届出ください
- ③子ども医療費助成やひとり親家庭医療費受給者証などの受給者証は、マイナンバーカードの健康保険証利用の対象外です。利用になる際は必ず持参ください
- ④国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付相談は収納課まで連絡ください



令和6年12月2日に 現行の健康保険証が廃止 されます



マイナ保険証を
利用しましょう



- 国民健康保険、後期高齢者医療制度に関すること
問市民課 ☎52-2118
- 保険税の納付相談
問収納課 ☎52-2368
- マイナンバー制度、マイナンバーカードに関すること
問マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
平日…9時30分～20時
土日祝…9時30分～17時30分(年末年始を除く)

12月2日以降は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行



令和6年12月2日以降は、マイナ保険証の保有状況により「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」を発行します。

■マイナ保険証を持っていない人

マイナンバーカードを持っていない人を含め、従来の保険証の替わりとして、「資格確認書」を発送します。申請は不要です。「資格確認書」は、現行の保険証と同程度の形状のものを予定しており、保険証と同様に医療機関に提示することで受診できます。

■マイナ保険証を持っている人

新たに国民健康保険に加入したときや自己負担割合が変更(70歳以上の被保険者のみ)されたときなどに「資格情報のお知らせ」を発行します。

■後期高齢者医療制度加入の人

令和7年7月まではマイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書を交付します。令和7年8月以降については、別途通知します。

現行の保険証は廃止

マイナンバーカードと健康保険証の一本化の方針に基づき、令和6年12月2日以降、従来の保険証は廃止となります。

廃止日以降は、保険証の新規発行・再発行ができませんのでご注意ください。

マイナ保険証の利用を

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを保険証として利用することです。現在、被保険者のうち約68%の人が、マイナ保険証を所持しています。マイナ保険証を使うと次のメリットがあります。

- ①過去のお薬情報や健康診断などのデータが医療機関と連携されるため、お薬手帳の提示や口頭での説明が不要になります。万が一、旅行先や災害時に病気やけがをした場合も、本人の同意があれば、お薬情報や診療情報などを医療機関に提供。適切

利用登録の手続き

保険証として利用するには、あらかじめ利用登録する必要があります。市民課窓口では、マイナポータルでの申請を支援しています。電子証明書の有効期限切れや更新の手続き、マイナンバーカード発行の申請支援も行っていますので相談ください。